

唐制における關の性格

——軍事的機能の有無を中心に

はじめに——問題の所在

小論は、唐制における關の性格——設置目的と機能——について、軍事的機能の有無を中心に論じるものである。

わたくしは、二〇二二年三月、科學研究費補助金による共同研究の成果報告書として『中國前近代の關津と交通路』と題する論文集を編集し、京都大學學術出版會より刊行していただいた。幸いなことに該書は學界の關心を集め、何名かの方から書評をいただいた。¹⁾ いずれも啓發に富むものであったが、なかでも日本古代交通史の專家である市大樹氏からは、論集所收の拙論「潼關の設置・移設と武則天の「神都圈」構想」に對して、以下のような有益なコメントを頂戴した。

交通檢察を有効に果たすための場として、關が設けられたことは間違いない。しかし、これが關設置の主目的であつたのか、考え直す必要もあるのではないか。『大唐六典』卷六尚書刑部司門郎中員外郎には二六の關が記されているが、唐王朝が廣大な領域を誇つ

辻 正博

ていたことを考えると、極めて少ないといわざるを得ない。二六の關は上關・中關・下關に分類されるが、上關のすべてと中關の多くを占めているのは、潼關を含めた京城四面關である（潼關は上關）。これによって、唐代には京城四面關が特に重視されていたことがわかる。その理由としては、やはり國都（長安）の軍事的防衛という側面が強く意識されたように思われる。京城四面關が實際に防禦機能を果たすのは非常時に限られるが、有事に対する備えとして日常的に維持・管理された點を決して輕視すべきではない。たしかに關の日常的な機能としては、防禦機能が前面に出ることはあまりないが、有事への備えがあることが何よりも重要だと考える。（中略）潼關が「城」とも呼ばれ、軍隊も駐屯していたこと、（中略）高臺や山の稜線を選んで城壁をめぐらしていることは、決して看過できないであろう。評者は、少なくとも潼關のような京城四面關に關していえば、その本質的な機能は國都の防禦機能に求めたほうがよいと考えるが、いかがであらうか。（八七頁。傍線は引用者。以下同じ）

正直なところ、拙論は専ら唐代における潼關の設置と移設を中心に論じたため、日本古代の關制と比較してその性格を考察することについては全く不注意、無頓着であった。小論では、市氏のご指摘を受けとめ、唐制における關の性格について改めて考察を試みたい。

一 日本古代の關の機能——軍事的機能と檢察的機能

まず、比較の対象となる日本古代の關制について一瞥しておきたい。日本古代の關の性格については、つとに喜田新六氏による先驅的研究がある（『歴史と地理』五七―四、一九三一年）。喜田氏によれば、

行旅者を勸過し、逃亡を防ぎ、邊要の守備となり、又は一朝事あるに際して軍防の要處となるものは關である。（中略）關の警察的方面は關市令に、軍事的方面は軍防令にそれぞれ規定されて居る。

（五三頁）

という。關の警察的な機能、すなわち、驛鈴・傳符・歷名・過所などによる通行のチェックは養老令の關市令^②3 行人度關條に、

凡そ行人の關を度る者は、皆な過所に載する所の關名に依りて勸過せしめよ。若し詣る所に依らず、別に餘關に向かふ者は、關司隨便にその入出を聽すを得ざれ。

凡行人度關者、皆依過所所載關名勸過。若不依所詣、別向餘關者、

關司不得隨便聽其入出。

と規定され、軍事的な機能、すなわち、關に兵士を配置して守固することについては養老軍防令54置關條に、

凡そ關を置き應に守固すべき者は、並びに兵士を置配し、番を分ち上下せしめよ。それ三關は、鼓吹軍器を設け、國司分ちて當に守固すべし。配する所の兵士の數は、別式に依れ。

凡置關應守固者、並置配兵士、分番上下。其三關者、設鼓吹軍器、國司分當守固。所配兵士之數、依別式。

と規定されている。以後の研究は、喜田氏が指摘した觀點を基本的に繼承しているように見受けられる。^③冒頭で紹介した書評において市氏は、日本古代の關が有する上記二つの機能を念頭に置き、拙論が潼關、ひいては京城四面關が「國都の防禦的機能」を輕視した點を批判されたのである。

日本古代の律令制度が隋唐の政治制度の大きな影響の下に成立したことは周知の事實であるが、制度を導入するにあたって、當時の日本國家がその國情に鑑みて適宜取舍選擇あるいは改變を加えたこともよく知られている。では、關制についてはどうかであったのか。以下、唐制における關の性格を検討し、この點を明らかにしてゆきたい。

二 『大唐六典』における關

(一) 關の等級づけとその基準

まず、唐制における關の等級づけとその基準について確認しておきたい。開元二十六年（七三八）頃に完成したとされる『大唐六典』^①は、おおむね開元七年（七一九）令に基づく制度を記述したとされるが、その卷六、尚書刑部、司門郎中員外郎條には、

凡そ關は二十有六にして上・中・下の差を爲す。京城四面關の驛道有る者を上關と爲す。餘關の驛道有り、及び四面關の驛道無き者を中關と爲す。他は皆な下關と爲す。（原注省略）^②中外を限り、華夷を隔て、險を設け固を作り、邪を閑ぎ暴を止むる所以の者なり。凡そ關は呵して征らず、貨賄の出入を司る。

凡關二十有六、而爲上・中・下の差。京城四面關有驛道者爲上關。餘關有驛道、及四面關無驛道者爲中關。他皆爲下關焉。（原注省略）^③所以限中外、隔華夷、設險作固、閑邪止暴者也。凡關呵而不征、司貨賄之出入。

とあり、關の等級が

上關……京城四面關のうち、驛道を有する關

中關……京城四面關のうち、驛道を有しない關。京城四面關以外の

關で、驛道を有する關

下關……上關・中關以外の關

と定められていたことがわかる。言い換えれば、關の等級を決定づけていたのは、

① 京城四面關か否か

② 驛道を有するか否かの二点であった。

これに對して、日本の養老律令において、關は、

三關（伊勢國鈴鹿關、美濃國不破關、越前國愛發關）——攝津・長門——餘關

のように三等級に分けられていた。

養老衛禁律25私度關條

凡そ私に關を度る者は、徒一年（三關を謂ふ者なり）。^④攝津・長門は一等を減ず。餘關は、又た二等を減ず。越度する者は、各おの一等を加ふ。（門に由らざるを越と爲す。）（下略）

凡私度關者、徒一年（謂三關者）。攝津・長門減一等。餘關、又減二等。越度者、各加二等。（不由門爲越。）（下略）

養老軍防令54置關条

凡そ關を置き應に守固すべき者は、並びに兵士を置配し、番を分ち上下せしめよ。それ三關は、^⑤鼓吹軍器を設け、國司分當して守固せよ。配する所の兵士の數は、別式に依れ。

凡置關應守固者、並置配兵士、分番上下。其三關者、設鼓吹軍

器、國司分當守固。所配兵士之數、依別式。

三關は、畿内（大和・山城・攝津・河内・和泉）と「東國」（畿内——實際には近江國境より東方に位置する諸國）との往來を行政的・軍事的に制禦するために置かれたものであることは明らかであろう。また、攝津・長門の關は、「西國」（畿内の西方に位置する諸國）と畿内との往來を制禦するために設置されたと考えられる。

（二）京城四面關と邊境關

『大唐六典』に列擧された關について、礪波護氏は次のようにまとめている。

七世紀前半期における唐代の關には、京城の内と外を限る四面關と、中華と四夷を隔てる邊境關の二種があり、明らかに京城の四面關の方が重要視されていた。（礪波護「神都洛陽の四面關」、一九九〇年初出。『隋唐都城財政史論考』法藏館、二〇一五年所収、七三頁）

京城四面關と邊境關の内譯は、以下の通りである（二重傍線は上關、一重傍線は中關、それ以外は下關を示す）。

〔京城四面關〕

南面關…藍田關・子午關・駱谷關・庫谷（京兆府）

東面關…潼關・渭津關（華州）、蒲津關・龍門關（同州）
西面關…散關（岐州）、大震關（隴州）
北面關…隴山關・木峽關（原州）

〔邊境關〕

關内道…會寧關（會州）、永和關（延州）
河東道…孟門關（石州）、合河關（嵐州）
山南道…甘亭關（梁州）、百牢關（梁州）、興城關（興州）、石門關（利州）

劍南道…涪水關（龍州）、松嶺關（綿州）、蠶崖關（彭州）、邛萊關（雅州）
隴右道…鳳林關（河州）、鐵門關（安西都護府）

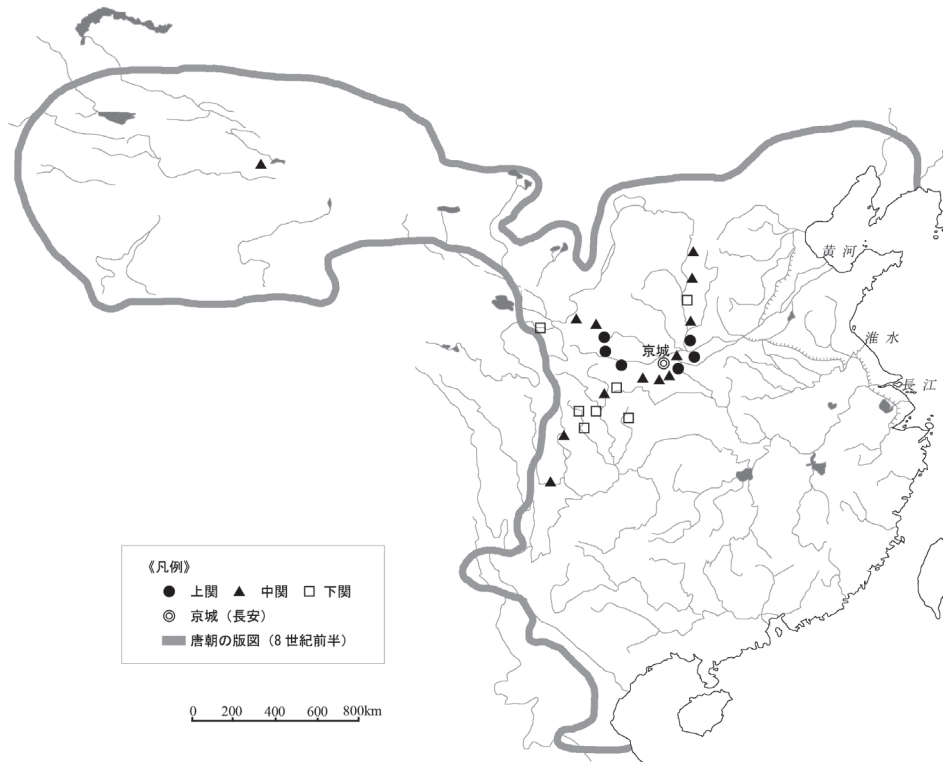
これらの關の位置を地圖上で確認すると、京城四面關は、京城（長安）を中心とする地域（以下、「京城圏」と呼稱）から見て北側に大きく開いた馬蹄形状に分布していることがわかる。一方、「邊境關」として列擧された諸關については、地理的位置を考慮すると（後掲、圖一を参照）、以下のように二分できるように思う。

（A）山南道・劍南道・隴右道の諸關……「塞外」（唐朝の疆域外）の勢力を意識して設置

（B）關内道・河東道の諸關……京城四面關の延長線上に設置
このように考えると、『大唐六典』に列擧された二十六の關は、

（X）京城圏の内外の交通を制禦する關（京城四面關＋Bの關） 合

計十六關



圖一 『大唐六典』の26關

(Y) 唐朝の疆域内と塞外との往來を制禦する關 (Aの關) 合計十關

の二つに大別して考えるべきかと思う。

三 唐制における關の機能

(一) 唐律における關の機能

唐制における關の機能を考えるにあたり、まず、律の條文で關がどのように位置づけられているかを確認しておきたい。

唐律では、關を経由せずに通行する行為、すなわち「私度」と「越度」とを禁じている。

唐衛禁律25私度關⁽¹²⁾

諸ぞ私に關を度る者は、徒一年。越度する者は、一等を加ふ。

〈門に由らざるを越と爲す。〉

疏議して曰く。水陸等の關は、兩處に各おの門禁有り、行人の來往には皆な公文有り。謂ふところ、驛使は符券を驗べ、傳送は遞牒に據り、軍防・丁夫は總曆有り、自餘は各おの過所を請ひて度る。若し公文無きに、私に關門より過ぐれば、合に徒一年たるべし。「越度する者」とは、關門に由らず、津濟に由らずして度る者なり、徒一年半とす。

諸私度關者、徒一年。越度者、加一等。〈不由門爲越。〉

疏議曰。水陸等關、兩處各有門禁、行人來往皆有公文、謂驛

使驗符券、傳送據遞牒、軍防・丁夫有總曆、自餘各請過所而度。若無公文、私從關門過、合徒一年。「越度者」、謂關不由門、津不由濟而度者、徒一年半。

「私度關」とは「公文」、すなわち、符券・遞牒・總曆・過所を所持せずに関を通過することであり、關門を経由しない場合は「越度」として一等重い罰を科せられるのである。つまり、關を通過する際には、所定の「公文」を所持して「關門」を経由して通過する定めとなっていたのである。そして「越度」を禁ずる規定の存在は、關門を経由せずに關を通り抜けることが物理的には可能であったことを暗示している。

なお、關津の附近には「棧」、すなわち、越度者の通行を防ぐための施設が設けられていた。

唐衛禁律25私度關（承前）

已に越所に至るに未だ度らざる者は、五等を減ず。〔已に官司の應に禁約すべきの處に至るを謂ふ。餘條の未だ度らざるもこれに準る。〕

疏議して曰く。水陸の關・棧は、兩岸に皆な防禁有り。越度の人已に官司防禁の所に至り、未だ度をを得ざる者は、越度より五等を減じ、合に杖七十たるべし。「餘條の未だ度らざるもこれに準る」とは、城及び垣・籬・縁邊の關塞の禁約有るの處、已に越所に至るも未だ度らざる者は、皆な已越の罪よ

り五等を減ずるを謂ふ。若し越度して未だ過ぎざる者は、上條「一等を減ずる」の例に準る。

已至越所而未度者、減五等。〔謂已到官司應禁約之處。餘條未度準此。〕

疏議曰。水陸關棧、兩岸皆有防禁。越度之人已至官司防禁之所、未得度者、減越度五等、合杖七十。「餘條未度準此」者、謂城及垣籬・縁邊關塞有禁約之處、已至越所而未度者、皆減已犯罪五等。若越度未過者、準上條「減一等」之例。

棧（剗）とは、唐名例律43共犯罪而本罪別の疏に「剗は塹柵の所なり」（剗塹柵所）とあるように、塹壕・柵欄の類を設けて行人の通行を遮斷したところである。⁽¹⁴⁾ 棧は「防禁」⁽¹⁵⁾、つまり、犯罪行為を未然に防止する（越度を思いとどまらせる）ために設けられた施設であったと考えられるのである。

（二）關を設置することの本質的意義

そもそも、關を設置した本質的な意義とは何であったのか。これについて、中國西北邊境から出土した簡牘資料に基づき、漢帝國の通行行政を研究した富谷至氏は、次のように述べている。

關所ではまず通行者について出身・年齢・攜帶物・出入月日などを記録し、通行者が持参している傳⁽¹⁶⁾の寫しをとり、必要とあらば⁽¹⁷⁾致を検査し、その寫しもとる。關を出入りして通常業務をおこな

う吏卒には左符を持たせ、關は右符を保管し、その左符と照合する。さらに通行記録をとりまとめ整理して上部機關に報告する。つまり、そこから浮び上がってくる關所の職務は、通行者の厳格なチェック、その正確な把握であり、それは匈奴に向けての防備というよりもむしろ漢人吏民に対する管理といつてよい。エチナ川流域の關は、各都尉府内を移動する漢人に対するチェックポイントであり、多分に内政的性格を有するものであった。（『文書行政の漢帝國』名古屋大學出版會、二〇一〇年、三一四頁）

さらに富谷氏は、漢代における關の具體的機能を示す事例として、『史記』大宛列傳に見える李廣利の記事、

〔貳師將軍李廣利〕還りて敦煌に至るも、士は什に一二を過ぎず。使をして上書せしめて言へらく、（中略）。天子これを聞き、大いに怒り、而して使をして玉門を遮とどめしめて、曰く、「軍敢て入る者有らば輒ちこれを斬れ」と。貳師恐れ、因りて敦煌に留まる。

（『史記』大宛列傳）

還至敦煌、士不過什一二。使使上書言。（中略）天子聞之、大怒、而使使遮玉門、曰「軍有敢入者輒斬之」。貳師恐、因留敦煌。

を擧げて、以下のように解説する。

しかし砂漠地帯という地理條件を考えても、玉門關の開閉が進行

の阻止にいかほどの意味があるのだろうか。「玉門を遮す」ということは實際にどのような効果があったのであろうか。シャパンヌをはじめとする先學の頭の中には、barrierとしての玉門關がイメージされているのだが、關所の役割、機能は吏民の通行をチェックし、それを記録するのがその第一の職務であった。關所を通過する者は、必ず關所で通過手續きをし、關所の記録に登録してもらわねばならない。（中略）武帝が玉門關を遮とどめたということ、それは本來ならば玉門關で何らかの手續きと應對を受けるべき李廣利の入國手續きの拒否、つまり入國を認めないという行政上の意思表示を意味し、李廣利とその配下の者はいくら内地にいても歸國したことにならない、「歸國」を拒絶された李廣利は、しかたなくそのまま敦煌にとどまっていた——私は『史記』大宛列傳の件の一節をこう解釋したい。（同上、三一九～三二〇頁）

甘肅省敦煌市の北西約九〇キロメートルの地點に位置する小方盤城は玉門都尉府の治所であり、玉門關はこの小方盤城に隣接する場所に置かれていたとされる¹⁸⁾。ゴビ灘のただ中にたたずむ小方盤城の周圍には軍事・防禦に利用可能な自然地形は見あたらない。王朝がこの地に關を設けたのは、吏民の通行をチェック、つまり檢察するためであると見るべきであろう。

(三) 唐制における關の機能

(A) 檢察(勘過) 機能

『大唐六典』卷三〇、鎮戍嶽瀆關津官吏條の記事によれば、唐の關には令・丞・錄事などの官吏が置かれていた。

關令は末遊を禁じ、奸慝を伺^しぶるを掌る。凡そ行人車馬出入往來すれば、必ず過所に據り以てこれを勘す。丞は付事勾稽、監印、省署抄目、通判閱事を掌る。錄事は受事發辰、勾檢稽失を掌る。典事は船鋪を巡り及び雜當を掌る。津吏は橋艚の事を掌る。〈津無ければ則ち置かず。〉

關令掌禁末遊、伺奸慝。凡行人車馬出入往來、必據過所以勘之。丞掌付事勾稽、監印、省署抄目、通判閱事。錄事掌受事發辰、勾檢稽失。典事掌巡船鋪及雜當。津吏掌橋艚之事。〈無津則不置。〉

この記事から、唐代の關がそこを通過する者や車馬に對して、「過所」に依據して檢察(「勘過」)を実施していたことを読み取るのは容易であろう。三井寺所藏の「円珍過所」¹⁹⁾に記される「勘入」(潼關)・「勘出」(蒲津關)の文字は、円珍の關通過をチェックした關丞が書き入れたものである。

(B) 軍事・防衛機能の有無

次に、唐制の關に軍事・防衛の機能があったか否かについて検討したい。

唐代の關に軍事・防衛の機能があったとする説の根據は、實のところあまり明確ではない。²⁰⁾ 管見の限り、愛宕元氏が「唐代府兵制の再検討——折衝府の歴史地理的分析」(『東洋史研究』五六—三、一九九七年)において、次のように述べているのが唯一の指摘ではないかと思う。

ここ(敦煌出土「水部式」殘卷を指す—引用者)に見える「所配兵」、「鎮兵」、「所在州軍」は關所及び渡津に兵力を配備すること
を制度上でも明示しており、この兵力とは折衝府所屬の府兵以外
にはあり得ない。(中略) 重要な關所や渡津と名稱が一致し、ある
いは至近の地に比定し得る折衝府は、關所や渡津の存在と無關係
であるとは考えられない。兩京を取り圍む地域の關所や渡津に附
設されたと思なし得る折衝府は言うまでもなく、その他の所在不
明の折衝府にあつても、關所や渡津といった交通、軍事上の要衝
には高密度に設置されていたと推測される。必ずしも關所や渡津
の地ではなくとも、しかるべき交通、軍事上の重要地點にも折衝
府が置かれていたことが確認出来ることも、唐朝の國內治安對策
という政治的意圖に基づくものと言えよう。(八二頁)

愛宕氏の指摘は、開元二十五年(七三七)度のものとされる「水部式」殘卷²¹⁾に見える關津の記述を府兵制と關連づけて考察した點で斬新であった。但し、「水部式」の該當條文を仔細に検討すると、そこ登場する兵士は「兵力」としてではなく、むしろ勞働力として期待されてい

たように見受けられる。以下、必要と思われる部分のみ「水部式」の條文を抜粋し（冒頭の算用數字は行數を示す）、傍線を施した①～⑤の部分について検討を加えたい。

- 39 ①揚州揚子津斗門二所、宜於所管三府兵及輕疾内、
40 量差分番守當、隨須開閉。若有毀壞、便令兩處
41 併功修理。
(中略)
54 會寧關有船伍拾隻。宜令所管、②差強了官檢校
55 着兵防守、勿令北岸停泊。自餘緣河堪渡處、亦
56 委所在州軍嚴加捉搦。
(中略)
110 ③諸州貯官船之處、須魚膏供用者、量須④多⑤少、
111 役當處防人採取。無防人之處、通役雜職。
(中略)
125 諸浮橋脚船、皆預備半副。自餘調度、預備
126 一副、隨缺代換。河陽橋船、於⑥潭・洪二州、役丁匠造
127 送。大陽・蒲津橋船、於嵐・石・隰・勝・慈等州、折丁
128 採木浮送。橋所役匠造供。若橋所見匠不充、亦
129 申所司量配。自餘供橋調度并雜物、一事⑦以上、
130 仰以當橋所換不任用物、廻易便充。若用不足、即
131 預申省、與橋側州縣相知、量以官物充。每年出
132 入破用、錄申所司勾當。④其有側近可採造者、役

133 水手・鎮兵・雜匠等、造貯、隨須給用。必使預爲支
134 擬、不得臨時闕事。

135 諸置浮橋處、每年十月以後、凌壯開解合□□

136 抽正解合、所須人夫、採運榆條、造石籠及絙索等。

137 ⑤雜使者、皆先役當津水手及所配兵。若不足、兼

138 以鎮兵及橋側州縣人夫充。即橋在兩州兩縣界

139 者、亦於兩州兩縣、准戸均差。仍與津司相知、所

140 須多少、使得濟事。役各不得過十日。

(後略)

①揚州揚子津斗門二所、宜於所管三府兵及輕疾内、量差分番守當、隨須開閉（第39～40行）

愛宕氏はこの記事を「揚州三折衝府の府兵が取水口である斗門の開閉を行うことを規定」したものと理解し、「斗門附近を府兵が常時巡回して不法取水等に對する監視がなされていた」と述べる。しかし、文中の「三府兵」は、揚州に籍を置く「三衛」の兵士であると考えられ、府兵ではない。『通典』卷三〇、職官典、東宮官、左右衛率府條に、

親府・勳府・翊府中郎將各おの一人。（中略）大唐は則ち親・勳・翊三府と曰ひ、各おの中郎將・左右郎將各一人を置く。大唐錄事・兵曹參軍各一人を置く。

親府・勳府・翊府中郎將各一人。（中略）大唐則曰親・勳・翊三府、各置中郎將・左右郎將各一人。大唐置錄事・兵曹參軍各一人。

とあることから、「三府」は「三衛」と同義であると考えてよい。『大唐六典』によれば、三衛の兵士は都の近傍にいる者は番上の義務、それ以外の州にいる者（地方に三衛の兵士がいた事例は、敦煌・トルファン出土の戸籍・差科簿に多数見出すことができる²³）は納資の義務をそれぞれ負った²⁴。なお、張沛『唐折衝府匯考』（三秦出版社、二〇〇三年）によれば、揚州には少なくとも四つの折衝府が置かれていたとする。

② 差強了官檢校着兵防守（第54～55行）

會州會寧關は、『六典』の二十六關の一つで「中關」である。この關が渡津の役割も兼ねていたことがこの史料からわかるのであるが、問題は「差強了官檢校着兵防守」の意味するところである。條文後半には「兵士を留めて防守させる」と理解して問題無いであろう。愛宕氏は、この條文を「關所及び渡津に兵力を配備することを制度上明示」したものと解釋し、「この兵力とは折衝府所屬の府兵以外にはあり得ない」と斷定するのだが、些か勇み足の感を禁じ得ない。條文には、關に留められた兵士を「強了²⁵の官」が統率するとある。「強了」とは「公強」（「公正にして意志堅固」の意）と「了事」（「問題をうまく處理して事態を収束させる」の意）の二語をつづめて表現した語句であろう。「強了の官」は武人であるとは限らない。また、後文（第56行）に「委所在州軍嚴加捉搦」（「軍」字は「郡」の誤寫であろう²⁶）とあることから、その主たる任務は違反者の捕縛、すなわち、州縣の官吏が負うていた治安維持業務であったと考えられる。

③ 諸州貯官船之處、須魚膏供用者、量須²⁷多²⁸少²⁹、役當處防人採取。無防人之處、通役雜職（第110～111行）

諸州が管理する官船に對し、おそらくは防水處理を施すために用いる「魚膏³⁰」を採取するために、「當地の防人」を役使することを定めた條文である。防人は本來、邊防のために派遣された兵士（戍卒）であるが、ここでの彼らの任務は一種の勞役であつて軍務ではない。防人がいなければ雜職で代替させると規定されていることから、それは明白であろう。

④ 其有側近可採造者、役水手・鎮兵・雜匠等、造貯、隨須給用（第133～134行）

⑤ 雜使者、皆先役當津水手及所配兵。若不足、兼以鎮兵及橋側州縣人夫充（第137～138行）

そもそも愛宕氏は上記論考において、「浮橋一般の管理維持に用いるべき勞力」として、水部式の條文「皆な先づ當津の水夫及び配する所の兵を役す。若し足らざれば、兼ねて鎮兵及び橋側の州縣の人夫を以て充つ」なる規定^⑤を掲げている。ところが本條文に見える「所配兵」を、關所及び渡津に配備された兵力（府兵）と解釋して議論を進めているのは不審である。「所配兵」は水手とともに「役」せられているのであるから、その用務が軍務でないことは明らかである。浮橋の維持管理に必要な物資の調達について定めた條文^④に見える「鎮兵」についても、水手・雜匠とともに使役されるのであるから、軍務ではないと判斷される。

このように、「水部式」残巻に見える「兵」は、軍事・防衛に従事するために關津に配屬されていたわけではなく、必要に応じて關津に配屬され、必要とされた役務に従事したに過ぎない。⁽²⁷⁾兵以外の者（雜職、水手、雜匠、州縣人夫等）が彼等と同じ役務にたずさわったことが、何よりの證左である。

おわりに

以上に述べてきたことから、唐代の關の機能は、關を通過する人や車馬を檢察（勘過）することにあったことが明らかであろう。詰まる⁽²⁸⁾ところ、關の主たる機能は「讖」すなわち「呵察」であった。無論、關は交通の要衝に設置されていたため、軍事・防衛面でも王朝から重要視されていた。それゆえ、有事の際には關をめぐる攻防戦が幾度となく展開されたのである。但し注意すべきは、關を閉鎖しても、敵はそれ以外の経路（いわゆる「抜け道」）からしばしば侵入を果たし得たということである。少なくとも唐制の關は、外敵を遮斷する barrier では決してなかったのである。日本古代の關との性格の違いは、日本における關の成立事情と深く関わっているものと思われ、別途考察する必要があると考えるが、それは筆者の力量の及ばぬところである。

注

- (1) 『唐代史研究』二五（河野保博氏評、二〇二二年八月）、『史學雜誌』一三一—一（北村仁氏評、二〇二二年十一月）、『史林』一〇五一—六（市大樹氏評、二〇二二年十一月）、『歴史地理學』六六一—二（山近久美子氏評、二〇二四年三月）。
- (2) 養老律令のテキストは、井上光貞・關見・土田直鎮・青木和夫校注『律令』（日本思想大系三、岩波書店、一九七六年）に據る。
- (3) 警察的機能を強調する研究として館野和己『日本古代の交通と社會』（塙書房、一九九八年）を、軍事的機能を強調する研究として吉永匡史『律令國家の軍事構造』（同成社、二〇一六年）を代表例として挙げておく。
- (4) 『大唐六典』のテキストは、原則として近衛家熙校訂本（以下「近衛本」）。廣池學園事業部、一九七八年）に據るが、注記をして文字を一部改めた箇所がある。
- (5) 仁井田陞「唐令の史的研究」（『唐令拾遺』序説、『唐令拾遺』東方文化學院東京研究所、一九三三年所収）、六一—六六頁。
- (6) 「設險」。『周易』坎、彖傳。王公設險、以守其國。王弼注。國之爲衛、恃於險也。言自天地以下、莫不須險也。
- (7) 「閑邪」。『周易』乾、九二。子曰。龍德而正中者也。庸言之信、庸行之謹、閑邪存其誠、善世而不伐、德博而化。
- (8) 「正暴」、近衛本は「正暴」に作るが、『職官分紀』卷一一、司門郎中條に引く「六典」および『玉海』卷二四、地理、唐二十六關に引く「六典」がともに「正暴」とするのに據り、文字を改めた。
- (9) 小論で引用する漢文史料において、原注部分は（ ）で括弧で示すこととする。
- (10) 義解に「謂伊勢鈴鹿・美濃不破・越前愛發是也」とある。
- (11) 礪波護「唐代の畿内と京城四面關」（一九九二年初出、『隋唐都城財政史論考』法藏館、二〇一六年所収）、八六—八七頁、および、市大樹「日

- 本古代關制の特質と展開」(二〇一五年初出。『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房、二〇一七年所収)、三三四頁による。
- (12) 小論では、唐律本文は『律附音義』(上海古籍出版社、一九七九年景印本)に、疏は原則として『宋刑統』(天一閣舊藏明鈔本。米國議會圖書館撮影マイクロフィルムに據る)に據って引用することとし、必要に応じて『譯註日本律令』二・三(律本文篇。東京堂出版、一九七五年)を参照し、條文番号もこれに従った。
- (13) 『故唐律疏議』は「棧」字に作る。前注所31『譯註日本律令』二、一七七頁を参照。
- (14) 前掲喜田論文は「刻は軍事的要處である」(三五〇頁)とするが、判断の根據を示していない。
- (15) 『周禮』地官司徒。司救、中士二人、史二人、徒二十人。鄭玄注。救猶禁也、以禮防禁人之過者也。鄭玄注に「禮を以て人の過ぐるを防禁する者なり」とある點に注意したい。
- (16) 通行證。京都大學人文科學研究所簡牘研究班編『漢簡語彙 中國古代木簡辭典』(岩波書店、二〇一五年)、四一五頁を参照。
- (17) 證明書。前注『漢簡語彙』、三八二頁を参照。
- (18) 一九九八年に小方盤城の周圍で發掘調査が行われ、この地に玉門關が設置されていたことを窺わせる簡牘も發見された。楊俊「一九九八年玉門關遺址發掘簡報」(張德芳・石明秀主編『玉門關漢簡』中西書局、二〇一九年所収)、二九四―二九五頁を参照。
- (19) 以下のURLにて畫像の閲覧が可能である。http://www.shiga-middera.or.jp/kasho/ (二〇二五年十月十四日最終確認)
- (20) 吉永匡史「律令關制度の構造と特質」(二〇〇九年初出。『律令國家の軍事構造』所収)は、日唐の關制を比較對照して「日唐ともに京師防衛という共通要素が浮かび上がる」と主張するが、京城四面關に軍事・防衛機能があったとする根據は示されていない(二五九―一六二頁)。市大樹「日本古代關制の特質と展開」(前掲)も吉永説に依據して同様の主張をするが、その根據を示していない。
- (21) フランス國立圖書館藏、編號はPelliot Chinois 2507である。年代比定については、岡野誠「敦煌發見唐水部式の書式について」(『東洋史研究』四六―二、一九八七年)の所說に従い、錄文もこれを參考にした。なお、圖版は以下のURLにて閲覧が可能である。https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b83040269r=2507?rk=858372 (二〇二五年十月十四日最終確認)
- (22) 中華書局校點本(一九八八年)、八三六頁。
- (23) 池田溫「中國古代籍帳研究」(東京大學出版會、一九七九年)所掲の以下の史料を参照。天寶六載(七四七) 敦煌郡敦煌縣龍勒鄉都鄉里籍(一九二―二一四頁) b 第29行およびc 第87行、唐大曆四年(七六九) 沙州敦煌縣懸泉鄉宜禾里手實(二二五―二三三頁) 第148行、唐天寶年代敦煌郡敦煌縣差科簿(二六三―二八一頁) a 第47―49行およびb 第34―36行・第67行など。
- (24) 『大唐六典』卷五、尚書兵部、兵部郎中條。凡諸衛及率府三衛貫京兆・河南・蒲・同・華・岐・陝・懷・汝・鄭等州、皆令番上、餘州皆納資而已。(應納資者、每年九月一日於本貫及寄住處輸納、本貫挾名錄申兵部。『續資治通鑑長編』卷四七一、哲宗・元祐七年三月辛丑條。兵部狀、「準都省白劄子、臣僚上言『諸路將兵器、乞逐路委提點刑獄官一員專一提舉。每季從提舉官於本州京朝官之間、精選公強了事之人點檢、使安置如法、(下略)』。……」從之。
- (25) 管見の限り、唐代史料中に「州軍」の用例は無い。また、「委所在長吏嚴加捉擷」(唐大詔令集)卷一一三、條流僧尼敕、「委所在開律鎮鋪切加捉擷」(唐大詔令集)卷一三〇、平党項德音、「委所在州府長官并錄事參軍等嚴加捉擷」(唐會要)卷四一、斷屠釣、大中二年條)といった表現から、「捉擷」を行う主體は州縣の長官とその屬官、つまり、文官であつたと考えられる。
- (27) いくつもの折衝府が軍事上の要衝に設置されていたことは、上記論文に

において愛宕氏が事例を擧げて丹念に證明されたとおりである。誤解を避けるために附言しておきたい。

(28) 『禮記』王制。關執禁以譏、禁異服、譏異常言。鄭玄注。譏、呵察。

〔附記〕

小論のもととなったのは、東洋史研究會大會（二〇二四年十月、於京都大學文學部）および六朝史研究會（二〇二五年九月、於京都大學總合人間學部）において行った口頭發表である。席上、ご助言をいただいた方々にこの場を借りて厚くお禮申し上げます。なお小論は、JSPS 科研費（24K00100、17H01643）の助成を受けたものです。